

1 特別加入者の範囲

特定作業従事者として特別加入ができるのは、以下のとおりです。

(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物（畜産及び養蚕に係るものを含む）の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模（この基準を満たす地域営農集団などを含む）を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜（家さん及びみつばちを含む）・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。

ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業



(注) 事業場の規模を判断する上で、農家の集団が共同で作業を行う、いわゆる地域営農集団または農事組合法人の規模が年間農業生産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家は特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱われます。

(2) 指定農業機械作業従事者

農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収獲用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力草刈機
 - ・動力カッター
 - ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪定機
 - ・動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー
- ⑧ 無人航空機
(農薬、肥料、種子もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)



(3) 国または地方公共団体が実施する訓練従事者

国または地方公共団体が実施する訓練として行われる次の作業に従事する人をいいます。

職場適応訓練	求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業
事業主団体等委託訓練	求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練で、事業主または事業主の団体に委託されて行われる作業（教育訓練を行うための施設において主として実施される職業訓練を除く）



(4) 家内労働者およびその補助者

家内労働法にいう家内労働者およびその補助者（以下「家内労働者等」）で、特に危険度が高いとされる次の作業に従事する人をいいます。

- 1 プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 2 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 3 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット(化学物質製、皮製、布製のものに限る)
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 4 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 5 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 6 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

以上の指定された作業を行う家内労働者等であっても、特別加入が認められるには、原則として1年間に200日以上その作業に従事し、1日の就労時間が平均して4時間以上と見込まれることが必要です。



(5) 労働組合等の一人専従役員(委員長等の代表者)

常時労働者を使用しない労働組合等であって、次の作業に従事する一人専従役員をいいます。

労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設における集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）

この場合の労働組合等とは、以下のものをいいます。

- ① 労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合しているもの
- ② 国家公務員法第108条の3第5項もしくは地方公務員法第53条第5項の規定により登録された職員団体
- ③ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条により認証された職員団体等
- ④ 国会職員法第18条の2の組合であって労働組合法第5条第2項各号（第8号を除く）に掲げる内容と同様の内容を規定する規約を有しているもの

(6) 介護作業従事者および家事支援従事者

介護作業従事者とは、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条第1項に規定する介護関係業務に関する作業で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または看護に関する作業を行う人をいいます。

また、家事支援従事者とは、家事（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話および必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）を代行し、または補助する作業を行う人をいいます。

※ 実際に行う作業が「介護作業」または「家事支援作業」のどちらかだけでも、特別加入する際の整理上は、「介護作業従事者および家事支援従事者」として加入することとなり、そのいずれの作業にも従事し得るものとして取り扱われます。

(7) 芸能関係作業従事者

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業またはその演出もしくは企画の作業に従事する人をいいます。

具体的には以下のとおりです（例示であり、職種を限定するものではありません。）。

1. 芸能実演家

- ・俳優（舞台俳優、映画およびテレビ等映像メディア俳優、声優等）
- ・舞踊家（日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等）
- ・音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
- ・演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等） ・スタント 他

2. 芸能製作作業従事者

- ・監督（舞台演出監督、映像演出監督） ・撮影 ・照明 ・音響、効果 ・録音
- ・大道具製作（建設の事業を除く） ・美術装飾 ・衣装 ・メイク ・結髪
- ・スクリプター ・ラインプロデュース ・アシスタント ・マネージメント 他

(8) アニメーション制作作業従事者

アニメーションの制作の作業に従事する人をいいます。

具体的には以下のとおりです（例示であり、職種を限定するものではありません。）。

- ・キャラクターデザイナー ・作画 ・絵コンテ ・原画 ・背景
- ・監督（作画監督、美術監督等） ・演出家 ・脚本家 ・編集（音響、編集等） 他

(9) ITフリーランス

情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステムおよびエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理もしくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画またはソフトウェアもしくはウェブページ的设计、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザインもしくはソフトウェアもしくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業に従事する人をいいます。

具体的には以下のとおりです（例示であり、職種を限定するものではありません。）。

- ・ITコンサルタント ・プロジェクトマネージャー ・プロジェクトリーダー
- ・システムエンジニア ・プログラマー ・サーバーエンジニア ・ネットワークエンジニア
- ・データベースエンジニア ・セキュリティエンジニア ・運用保守エンジニア
- ・テストエンジニア ・社内SE ・製品開発/研究開発エンジニア
- ・データサイエンティスト ・アプリケーションエンジニア ・Webデザイナー
- ・Webディレクター等

2 特別加入の手続き

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体（特別加入団体）(注)を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

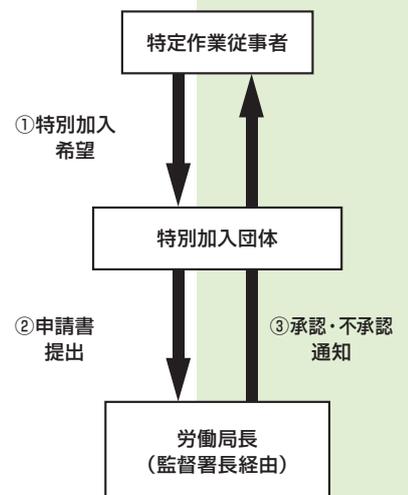
特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

(1) 新たに特別加入団体をつかって申請する場合

<加入の手続き>

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）

特別加入申請書（以下「申請書」といいます。）には、特別加入を希望する人の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。



(注) 特別加入団体の要件

- ① 特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、別表*に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

*災害防止について、一定の要件を満たした場合、区域を超えて事務処理を行うことができます。
詳しくは都道府県労働局へお問い合わせください。

P7の別表

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
北海道	青森県
青森県	北海道 岩手県 秋田県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
石川県	富山県 福井県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県
三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
鳥取県	京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県
島根県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県
岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 広島県 香川県 愛媛県
広島県	鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
山口県	島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
高知県	徳島県 香川県 愛媛県
福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
鹿児島県	熊本県 宮崎県
沖縄県	—

※申請書の記入については、20ページの記入例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、12ページを参照してください。

- ① 申請書には、「定款、規約等その団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類」と「業務災害の防止に関して特定作業従事者の団体が講ずべき措置および特定作業従事者が守るべき事項を定めた書類」を添付しなければなりません。ただし、職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者および家内労働者等については、上記書類の添付は必要ありません。
- ② 特定農作業従事者については、年間農業生産物総販売額または経営耕地面積を証明する農協や農業委員会等の証明書を、労働組合等常勤役員については、労働組合等としての証明となる労働委員会の証明書等を添付してください。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

(2) すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入する場合

特別加入団体として承認されている団体に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くの特別加入団体については、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

団体が提出するもの： 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）
提出先： 監督署長を経由して労働局長

特別加入団体は、以下の場合には特別加入に関する変更届（以下「変更届」といいます。）を提出することになっています。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、作業内容等に変更があった場合
- ② 新たに特定作業従事者として特別加入を希望する人がいる場合
- ③ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合

変更届の記入については21ページの記入例を参考にしてください。

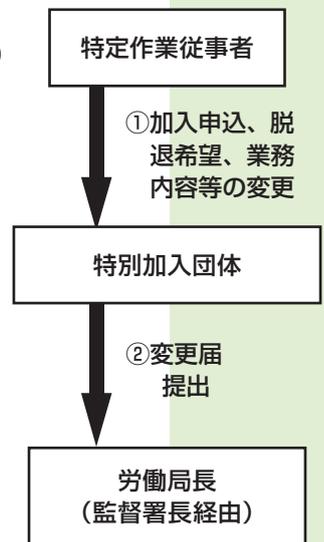
②の場合は、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記入します。

③の場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記入します。

ただし、家内労働者の場合は、保険年度末日までの期限付き承認となっていますので、継続して特別加入を希望する方は、毎年度加入手続きを行う必要があります。

（ご注意）

業務災害、複数業務要因災害または通勤災害が発生した後に変更届を提出されても、すでに発生した災害の給付には反映されません。



※ 新たに特別加入を希望する方の本人確認の徹底について

特別加入団体は、7ページの(1)または本ページの(2)②の手続を行う場合、特別加入を希望する方に、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えた上で、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を、申請書または変更届に添付しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」の添付は必要ありません。

- i 特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合または社会保険労務士に委託している場合（特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む）
- ii 申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合

※ 電子申請システムにより手続を行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合
「特別加入申請に係る本人確認済証明書」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html

QRコードはこちら⇒

